

令和7年12月1日

## 令和7年 第21回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

- 議案第88号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第89号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第90号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について
- 議案第91号 選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

#### 3 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和8年1月20日(火) 午前9時30分～
- ・令和8年2月20日(金) 午前10時00分～
- ・令和8年3月2日(月) 午前10時00分～

議案第 88 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

- 1 死亡により抹消する者の数  
92人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数  
514人
- 3 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり
- 4 抹消年月日  
令和 7 年 12 月 1 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 89 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 7 年 12 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 濱田 一雄

- 1 登録する者の数  
2,382人
- 2 登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 登録年月日  
令和 7 年 12 月 1 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。

議案第 90 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数  
1 人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 抹消年月日  
令和 7 年 12 月 1 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 2 項の規定による。



選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和8年1月5日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成11年福市南選告示第29号）を廃止する。

令和7年12月1日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミリメートル	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     福岡市 南区選挙 管理委員 会委員長                 </div>	選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登録証明書用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に関する調書					不在者投票に関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人名簿抄本用
在外選挙人の不在者投票に関する調書					在外選挙人の不在者投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に関する調書用